

○印旛都市広域市町村圏事務組合個人情報保護条例施行規則

平成19年3月28日
規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、管理者が取り扱う保有個人情報等について、印旛都市広域市町村圏事務組合個人情報保護条例(平成19年印旛都市広域市町村圏事務組合条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(保有個人情報取扱事務の届出)

第3条 条例第5条第1項第6号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 保有個人情報取扱事務を開始又は変更する年月日
- (2) 保有個人情報取扱事務の収集の方法
- (3) 保有個人情報取扱事務の経常的な目的外利用
- (4) 保有個人情報取扱事務の経常的な外部提供
- (5) 保有個人情報取扱事務の委託の状況
- (6) 保有個人情報取扱事務の処理形態
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理者が定める事項

2 条例第5条第1項及び第2項の規定による届出は、保有個人情報取扱事務届出書(別記様式第1号)により行うものとする。

(目的外利用の報告)

第4条 条例第7条第2項の規定による報告は、保有個人情報の目的外利用報告書(別記様式第2号)により行うものとする。ただし、経常的な目的外利用については、この限りでない。

(外部提供の報告)

第5条 条例第8条第2項の規定による報告は、保有個人情報の外部提供報告書(別記様式第3号)により行うものとする。ただし、経常的な外部提供については、この限りでない。

(保有個人情報管理責任者)

第6条 条例第10条第3項に規定する保有個人情報管理責任者は、印旛都市広域市町村圏事務組合行政組織規則(昭和57年印旛都市広域市町村圏事務組合規則第1号)第9条第1項に規定する課長並びに同規則第10条第1項に規定する所長をもって充てる。

(自己情報開示請求書)

第7条 条例第14条第1項に規定する書面は、自己情報開示請求書(別記様式第4号)とする。

(開示請求時における本人等の確認に必要な書類等)

第8条 開示請求をしようとする者は、管理者に対し、次に掲げる書類のいずれかであって、当該開示請求をしようとする者の氏名及び住所が記載されているものを提出し、

又は提示しなければならない。この場合において、開示請求をしようとするものが代理人であるときは、併せて代理権を有することを証明するものとして管理者が認める書類を提出し、又は提示しなければならない。

- (1) 運転免許証
- (2) 旅券
- (3) その他これらに類するものとして管理者が認める書類

2 開示を受ける者が、当該開示を受けるときに、管理者に対し、提出し、又は提示しなければならない書類は、前項の規定を準用する。

(自己情報全部開示決定通知書等)

第9条 条例第19条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 保有個人情報の全部を開示する旨の決定をした場合 自己情報全部開示決定通知書(別記様式第5号)
- (2) 保有個人情報の一部を開示する旨の決定をした場合 自己情報部分開示決定通知書(別記様式第6号)

2 条例第19条第2項に規定する書面は、自己情報不開示決定通知書(別記様式第7号)とする。

(自己情報開示決定等期間延長通知書)

第10条 条例第20条第2項に規定する書面は、自己情報開示決定等期間延長通知書(別記様式第8号)とする。

(自己情報開示決定等の期限の特例適用通知書)

第11条 条例第21条に規定する書面は、自己情報開示決定等の期限の特例適用通知書(別記様式第9号)とする。

(意見書提出に係る通知書等)

第12条 条例第22条第1項の規定による通知は、意見書提出に係る通知書(別記様式第10号)により行うものとする。ただし、管理者が書面により行う必要がないと認める場合は、この限りでない。

2 条例第22条第2項に規定する書面は、意見書提出に係る通知書(別記様式第11号)とする。

3 条例第22条第3項及び第41条に規定する書面は、保有個人情報の開示に係る通知書(別記様式第12号)とする。

(写しの交付)

第13条 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の写しを交付するときの部数は、公文書1件につき1部とする。

(電磁的記録の開示の方法)

第14条 条例第23条第2項第2号に規定する実施機関の定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法(プログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。))を用いて行う必要があるものにあつては、管理者が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 専用機器により再生したものの聴取又はこれらを録音カセットテープに複写したものの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 専用機器により再生したものを視聴又はこれらをビデオカセットテープに複写したものの交付

(3) 前2号に掲げるもの以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

2 前項第3号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧、視聴又は聴取の方法（プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、管理者が保有するプログラムにより行うものができるものに限る。）により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。

3 前2項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、管理者は、当該電磁的記録の保存に支障が生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したもの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。

（開示の実施等）

第15条 保有個人情報記録されている公文書を閲覧し、視聴し、又は聴取するものは、当該公文書を汚損し、又は破損してはならない。

2 管理者は、前項の規定に違反する者又は違反するおそれがあると認められるものに対し、保有個人情報記録されている公文書の閲覧、視聴又は聴取を停止し、又は禁止することができる。

（口頭による開示請求に係る告示）

第16条 管理者は、条例第24条第1項の規定により口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報を定めたときは、当該保有個人情報の項目並びに口頭による開示請求を行うことができる期間及び場所を告示するものとする。

（口頭による開示の実施時における本人等の確認に必要な書類等）

第17条 第8条の規定は、口頭による開示について準用する。

（自己情報訂正請求書）

第18条 条例第27条第1項に規定する書面は、自己情報訂正請求書（別記様式第13号）とする。

（訂正請求時における本人等の確認に必要な書類等）

第19条 訂正請求をしようとする者は、管理者に対し、次に掲げる書類のいずれかであつて、当該訂正請求をしようとする者の氏名及び住所が記載されているものを提出し、又は提示しなければならない。この場合において、訂正請求をしようとする者が代理人である場合は、併せて代理権を有することを証明するものとして管理者が認める書類を提出し、又は提示しなければならない。

- (1) 運転免許証
- (2) 旅券
- (3) その他これらに類するものとして管理者が認める書類

(自己情報全部訂正決定通知書等)

第20条 条例第29条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 保有個人情報の全部を訂正する旨の決定をした場合 自己情報全部訂正決定通知書(別記様式第14号)

(2) 保有個人情報の一部を訂正する旨の決定をした場合 自己情報部分訂正決定通知書(別記様式第15号)

2 条例第29条第2項に規定する書面は、自己情報不訂正決定通知書(別記様式第16号)とする。

(自己情報訂正決定等期間延長通知書)

第21条 条例第30条第2項に規定する書面は、自己情報訂正決定等期間延長通知書(別記様式第17号)とする。

(自己情報訂正決定等の期限の特例適用通知書)

第22条 条例第31条に規定する書面は、自己情報訂正決定等の期限の特例適用通知書(別記様式第18号)とする。

(自己情報訂正実施通知書)

第23条 条例第32条に規定する書面は、自己情報訂正実施通知書(別記様式第19号)とする。

(自己情報利用停止請求書)

第24条 条例第34条第1項に規定する書面は、自己情報利用停止請求書(別記様式第20号)とする。

(利用停止請求時における本人等の確認に必要な書類等)

第25条 利用停止請求をしようとする者は、管理者に対し、次に掲げる書類のいずれかであって、当該利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所が記載されているものを提出し、又は提示しなければならない。この場合において、利用停止請求をしようとする者が代理人である場合は、併せて代理権を有することを証明するものとして管理者が認める書類を提出し、又は提示しなければならない。

(1) 運転免許証

(2) 旅券

(3) その他これらに類するものとして管理者が認める書類

(自己情報全部利用停止決定通知書等)

第26条 条例第36条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 保有個人情報の全部を利用停止する旨の決定をした場合 自己情報全部利用停止決定通知書(別記様式第21号)

(2) 保有個人情報の一部を利用停止する旨の決定をした場合 自己情報部分利用停止決定通知書(別記様式第22号)

2 条例第36条第2項に規定する書面は、自己情報利用不停止決定通知書(別記様式第23号)とする。

(自己情報利用停止決定等期間延長通知書)

第 27 条 条例第 37 条第 2 項に規定する書面は、自己情報利用停止決定等期間延長通知書(別記様式第 24 号)とする。

(自己情報利用停止決定等の期限の特例適用通知書)

第 28 条 条例第 38 条に規定する書面は、自己情報利用停止決定等の期限の特例適用通知書(別記様式第 25 号)とする。

(不服申立てに係る諮問)

第 29 条 条例第 39 条の規定による諮問は、個人情報開示決定等不服申立事案諮問書(別記様式第 26 号)とする。

(諮問を実施した旨の通知)

第 30 条 条例第 40 条の規定による通知は、不服申立事案諮問実施通知書(別記様式第 27 号)とする。

(運用状況の公表)

第 31 条 条例第 56 条の規定による公表は、次に掲げる事項について、広報紙への掲載その他の適切な方法で行うものとする。

- (1) 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求の件数並びにそれらの処理状況
- (2) 不服の申立の件数及びその処理状況
- (3) その他必要な事項

(補足)

第 32 条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号

保有個人情報取扱事務届出書

保有個人情報取扱事務 を所管する組織の名称	電話 () 内線	収 集 の 方 法	本人 本人以外 【条例第 6 条第 3 項第 号に該当】 【 】	
保有個人情報取扱事務 の 名 称			経 常 的 な 目 的 外 利 用	事務の目的内で利用する。 事務の目的外で利用する。 【条例第 7 条第 1 項第 号に該当】 【 】
保有個人情報取扱事務 の 目 的				経 常 的 な 経 外 部 利 用
保有個人情報取扱事務 の 範 囲			委 託 の 状 況	
保 有 個 人 情 報 の 記 録 項 目		処 理 形 態	電子計算機処理以外で処理をしている。 電子計算機処理をしている。 オンライン結合をしている。 【 】	
戸籍的・基本的事項	識別番号 氏名 住所 生年月日・年齢 性別 電話番号 本籍・国籍 顔写真	記 録 媒 体	文書 図画 写真(マイクロフィルム、 写真フィルム、スライドを含む) 電磁的記録 【 】	
心 身 の 状 況	健康状態 傷病歴 障害 正確・性質 身体の特徴	取 扱 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	
家 庭 状 況	家族状況 婚姻歴 親族関係 居住状況	備 考		
社 会 生 活	職業・職歴 学業・学歴 賞罰 免許・資格 成績・評価 趣味 財産・収入 納税状況 団体加入 公的扶助 銀行口座			
思 想 、 信 条 等	思想・信条 宗教 社会的差別の原因となる個人情報 【条例第 6 条第 2 項第 号に該当】 【 】			
そ の 他	() () ()			

(あて先) 印旛郡市広域市町村圏事務組合
個人情報保護審査会長

印旛郡市広域市町村圏事務組合
管理者 印

保有個人情報の目的外利用報告書

このことについて、印旛郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第 7 条第 2 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 保有個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- 2 保有個人情報取扱事務の名称
- 3 目的外利用する所管課等
- 4 目的外利用をした保有個人情報の内容
- 5 目的外利用をした根拠
印旛郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第 7 条第 1 項第 号に該当
()
第 1 号に該当する場合は、法令等の名称を記入してください。
- 6 目的外利用をした年月日
年 月 日

目的外利用に伴う依頼文書、承認文書等の書類の写しを添付してください。

(あて先) 印旛郡市広域市町村圏事務組合
個人情報保護審査会長

印旛郡市広域市町村圏事務組合
管理者 印

保有個人情報の目的外利用報告書

このことについて、印旛郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 保有個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- 2 保有個人情報取扱事務の名称
- 3 外部提供先
- 4 外部提供をした保有個人情報の内容
- 5 外部提供をした根拠
印旛郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 号(類型)に該当
()
第 1 号に該当する場合は、法令等の名称を記入してください。
第 5 号に該当する場合は、該当する類型も報告してください。
- 6 外部提供をした年月日
年 月 日

外部提供に伴う依頼文書、承認文書等の書類の写しを添付してください。

自 己 情 報 開 示 請 求 書

(あて先) 印旛郡市広域市町村圏事務組合
 管理者

住所又は居所 (法人にあっては事業所等の所在地)

〒

氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

(連絡先電話番号)

(担当)

印旛郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第 14 条第 1 項の規定により、次のとおり自己の保有個人情報の開示を請求します。

開示請求する保有個人情報の 件名又は内容 (開示請求する保有個人情報を特定するための件名又は具体的な内容を記入してください。)	
求める開示の方法 (該当する にレ印を付けてください。)	閲覧、視聴又は聴取 写しの交付

代理人による請求の場合は、次の欄にも記入してください。

本人の住所又は居所 及び氏名	住 所 又 は 居 所	
	氏 名	
本人との関係 (該当する にレ印を付けてください。)	未成年者の法定代理人 成年被後見人の法定代理人 その他 (具体的に記入してください。) ()	

処理欄 (この欄は、記入しないでください。)

本人等の確認	運転免許証 旅券 その他 ()	
所管課等	備考	
電話番号 - - 内線 ()		

- 注 1 請求の際には、請求者自身であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。
- 2 代理人が請求する場合は、1の書類のほか、代理人であることを証明する書類を提出し、又は提示してください。

自己情報全部開示決定通知書

様

印旛郡市広域市町村圏事務組合
 管理者 印

年 月 日付けの開示請求について、印旛郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第 19 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の全部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の件名又は内容		
開示の方法	閲覧、視聴又は聴取 写しの交付	
開示の日時及び場所	日時	年 月 日 午前・午後 時 分
所管課等	場所	
備考	電話番号 - -	

- 注 1 自己の保有個人情報の開示を受ける際は、この通知書を提示するとともに、本人又はその代理人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 2 開示の日時に来庁できないときは、あらかじめ所管課等へ連絡してください。

自己情報部分開示決定通知書

様

印旛郡市広域市町村圏事務組合
 管理者 印

年 月 日付けの開示請求について、印旛郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第 19 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の一部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の件名又は内容			
開示の方法	閲覧、視聴又は聴取 写しの交付		
開示の日時及び場所	日時	年 月 日 午前・午後 時 分	
	場所		
開示をしない部分及びその理由	印旛郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第 15 条第 号に該当 (理由等)		
開示が可能となる時期	年 月 日		
所管課等	電話番号	-	-
備考			

(教示)

- この決定に不服がある場合は、印旛郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護審査会に対して不服の申立てをすることができます。
- この決定に不服がある場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に印旛郡市広域市町村圏事務組合管理者に対して異議申立てをすることができます。
- この決定の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して(異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して) 6 か月以内に、印旛郡市広域市町村圏事務組合を被告として(印旛郡市広域市町村圏事務組合管理者が被告の代表者となります。) 提起することができます。

- 注
- 自己の保有個人情報の開示を受ける際は、この通知書を提示するとともに、本人又はその代理人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。
 - 開示の日時に来庁できないときは、あらかじめ所管課等へ連絡してください。
 - 欄は、開示をしない理由がなくなる時期を明示したものです。開示を希望する場合は、同日以後改めて開示請求をしてください。

自己情報不開示決定通知書

様

印旛郡市広域市町村圏事務組合
 管理者 印

年 月 日付けの開示請求について、印旛郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第19条第2項の規定により、次のとおり保有個人情報の全部を開示しないことを決定したので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の 件名又は内容	
開示をしない 理由	
開示が可能と なる時期	年 月 日
所管課等	電話番号 - -
備考	

(教示)

- この決定に不服がある場合は、印旛郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護審査会に対して不服の申立てをすることができます。
- この決定に不服がある場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に印旛郡市広域市町村圏事務組合管理者に対して異議申立てをすることができます。
- この決定の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して(異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して)6か月以内に、印旛郡市広域市町村圏事務組合を被告として(印旛郡市広域市町村圏事務組合管理者が被告の代表者となります。)提起することができます。

注 欄は、開示をしない理由がなくなる時期を明示したものです。開示を希望する場合は、同日以後改めて開示請求をしてください。

自己情報開示決定等期間延長通知書

様

印旛郡市広域市町村圏事務組合
管理者 印

年 月 日付けの開示請求について、印旛郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の 件名又は内容	
延長前の 決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の 決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
所管課等	電話番号 - -
備考	

自己情報開示決定等の期限の特例適用通知書

様

印旛郡市広域市町村圏事務組合
 管理者 印

年 月 日付けの開示請求について、印旛郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第 21 条の規定を適用することとしたので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の 件名又は内容	
開示請求に係る 保有個人情報の うちの相当の部 分につき開示決 定等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
開示請求に係る 保有個人情報の うち上記期間内 に開示決定等を する部分	
残りの保有個人 情報について開 示決定等をする 期限	年 月 日
条例第 21 条を 適用する理由	
所 管 課 等	電話番号 - -
備 考	

意見書提出に係る通知書

様

印旛郡市広域市町村圏事務組合
 管理者 印

印旛郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第 14 条第 1 項の規定により、_____に
 関する情報が含まれている保有個人情報について開示請求がありました。この保有個人情報を開
 示することについて、同条例第 22 条第 1 項の規定により、意見書を提出することができますの
 で、次のとおり通知します。

つきましては、意見書を提出される場合には、別紙「保有個人情報の開示に係る意見書」に
 より _____ 年 _____ 月 _____ 日までに提出してください。

開示請求に係る 保有個人情報の 件名又は内容	
開示請求に係る 保有個人情報に 含まれている _____に関 する情報の内容	
開示請求の あつた日	_____年 _____月 _____日
所管課等 (意見書の提出先)	電話番号 _____ - _____
備 考	

- 注 1 この意見照会は、開示請求のあつた保有個人情報を開示するかどうかの決定を行うに際し、参考とするために行うものです。
- 2 提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

別紙

年 月 日

保有個人情報の開示に係る意見書

(あて先) 印旛郡市広域市町村圏事務組合
管理者

住所又は居所(法人その他の団体にあつては事業所等の所在地)

〒

氏名(法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名)

連絡先電話番号

担当

年 月 日付け 第 号で通知のあったこのことについて、次のとおり提出します。

1 開示請求に係る 保有個人情報の件名 又は内容	
2 開示に関する支障 の有無 (の中にレ印を付けて ください。)	開示されても支障が生じない。 (回答は以上です。) 開示されると支障が生ずる。 (3に記載してください。)
3 意見	(開示されると支障が生ずる部分及びその理由を具体的に記載してください。)

意見書提出に係る通知書

様

印旛郡市広域市町村圏事務組合
 管理者 印

印旛郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第 14 条第 1 項の規定により、_____に
 関する情報が含まれている保有個人情報について開示請求がありました。この保有個人情報を開
 示することについて、同条例第 22 条第 2 項の規定により、意見書を提出することができますの
 で、次のとおり通知します。

つきましては、意見書を提出される場合には、別紙「保有個人情報の開示に係る意見書」に
 より _____ 年 _____ 月 _____ 日までに提出してください。

開示請求に係る 保有個人情報の 件名又は内容	
開示請求に係る 保有個人情報に 含まれている _____に関 する情報の内容	
開 示 請 求 の あ っ た 日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
条 例 第 22 条 第 2 項 各 号 を 適 用 す る 理 由	印旛郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第 22 条第 2 項第 _____ 号に 該当（理由等）
所 管 課 等 (意見書の提出先)	電話番号 _____ - _____
備 考	

注 提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせてい
 いただきます。

別紙

年 月 日

保有個人情報の開示に係る意見書

(あて先) 印旛郡市広域市町村圏事務組合
管理者

住所又は居所(法人その他の団体にあつては事業所等の所在地)

〒

氏名(法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名)

連絡先電話番号

担当

年 月 日付け 第 号で通知のあったこのことについて、次のとおり提出します。

1 開示請求に係る 保有個人情報の件名 又は内容	
2 開示に関する支障 の有無 (の中にレ印を付けて ください。)	開示されても支障が生じない。 (回答は以上です。) 開示されると支障が生ずる。 (3に記載してください。)
3 意見	(開示されると支障が生ずる部分及びその理由を具体的に記載してください。)

保有個人情報の開示に係る通知書

様

印旛郡市広域市町村圏事務組合
 管理者 印

年 月 日付け 第 号で照会しました_____に関する情報が含まれている保有個人情報の開示請求について、次のとおり決定したので、印旛郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護条例 第 22 条第 3 項 第 4 1 条 の規定により通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の 件名又は内容	
決定の内容	全部開示 (決定日) 年 部分開示 月 日
開示される _____に 関する情報の内容	
開示決定をした 理由	
開示を実施 する日	年 月 日
所管課等	電話番号 - -
備考	

(教 示)

- 1 この決定に不服がある場合は、印旛郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護審査委員会に対して不服の申立てをすることができます。
- 2 この決定に不服がある場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に印旛郡市広域市町村圏事務組合管理者に対して異議申立てをすることができます。
- 3 この決定の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して(異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して) 6 か月以内に、印旛郡市広域市町村圏事務組合を被告として(印旛郡市広域市町村圏事務組合管理者が被告の代表者となります。) 提起することができます。

自 己 情 報 訂 正 請 求 書

(あて先) 印旛郡市広域市町村圏事務組合
 管理者

住所又は居所 (法人にあっては事業所等の所在地)

〒

氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

(連絡先電話番号)

(担当)

印旛郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第 27 条第 1 項の規定により、次のとおり自己の保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
訂正請求する保有個人情報の件名又は内容	
訂正を求める内容及び理由 (訂正請求する箇所や求める内容を具体的に記入してください。)	

代理人による請求の場合は、次の欄にも記入してください。

本人の住所又は居所及び氏名	住所又は居所	
	氏 名	
本人との関係 (該当する にレ印をつけてください。)	未成年者の法定代理人 成年被後見人の法定代理人 その他 (具体的に記入してください。) ()	

処理欄 (この欄は、記入しないでください。)

本人等の確認	運転免許証 旅券 その他 ()
所管課等	備考
電話番号 - - 内線 ()	

- 注 1 請求の際には、請求者自身であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。
- 2 代理人が請求する場合は、1の書類のほか、代理人であることを証明する書類を提出し、又は提示してください。
- 3 請求の際には、事実の誤りがあると認める根拠となる書類等を提出し、又は提示してください。

自己情報全部訂正決定通知書

様

印旛郡市広域市町村圏事務組合
管理者 印

年 月 日付けの訂正請求について、印旛郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の全部を訂正することを決定したので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 件名又は内容	
訂正の内容	
所管課等	電話番号 - -
備考	

自己情報部分訂正決定通知書

様

印旛郡市広域市町村圏事務組合
管理者 印

年 月 日付けの訂正請求について、印旛郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の一部を訂正することを決定したので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 件名又は内容	
訂正の内容	
訂正をしない 部分及びその 理由	
所管課等	電話番号 - -
備考	

(教 示)

- 1 この決定に不服がある場合は、印旛郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護審査委員会に対して不服の申立てをすることができます。
- 2 この決定に不服がある場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に印旛郡市広域市町村圏事務組合管理者に対して異議申立てをすることができます。
- 3 この決定の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して(異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して) 6 か月以内に、印旛郡市広域市町村圏事務組合を被告として(印旛郡市広域市町村圏事務組合管理者が被告の代表者となります。)提起することができます。

自己情報不訂正決定通知書

様

印旛郡市広域市町村圏事務組合
 管理者 印

年 月 日付けの訂正請求について、印旛郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の全部を訂正しないことを決定したので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 件名又は内容	
訂正をしない 理由	
所 管 課 等	電話番号 - -
備 考	

(教 示)

- 1 この決定に不服がある場合は、印旛郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護審査委員会に対して不服の申立てをすることができます。
- 2 この決定に不服がある場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に印旛郡市広域市町村圏事務組合管理者に対して異議申立てをすることができます。
- 3 この決定の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して(異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して) 6 か月以内に、印旛郡市広域市町村圏事務組合を被告として(印旛郡市広域市町村圏事務組合管理者が被告の代表者となります。) 提起することができます。

自己情報訂正決定等期間延長通知書

様

印旛郡市広域市町村圏事務組合
管理者 印

年 月 日付けの訂正請求について、印旛郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第 30 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 件名又は内容	
延長前の 決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の 決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
所管課等	電話番号 - -
備考	

自己情報開示決定等の期限の特例適用通知書

様

印旛郡市広域市町村圏事務組合
 管理者 印

年 月 日付けの訂正請求について、印旛郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第 31 条の規定を適用することとしたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の件名又は内容	
訂正請求に係る保有個人情報のうち相当の部分につき訂正決定等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
訂正請求に係る保有個人情報のうち上記期間内に訂正決定等をする部分	
残りの保有個人情報について訂正決定等をする期限	年 月 日
条例第 31 条を適用する理由	
所 管 課 等	電話番号 - -
備 考	

自己情報訂正実施通知書

様

印旛郡市広域市町村圏事務組合
管理者 印

年 月 日付で から に提供しました保有個人情報について、印旛郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第 29 条第 1 項の規定により次のとおり訂正しましたので、同条例第 32 条の規定により通知します。

提供に係る 保有個人情報の 件名又は内容	
訂正内容	(訂正前)
	(訂正後)
訂正年月日	年 月 日
備考	

自己情報利用停止請求書

(あて先) 印旛郡市広域市町村圏事務組合
 管理者

住所又は居所 (法人にあっては事業所等の所在地)

〒

氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

(連絡先電話番号)

(担当)

印旛郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第 34 条第 1 項の規定により、次のとおり自己の保有個人情報の利用停止を請求します。

求める措置の区分	利用の停止	消去	外部利用の停止
利用停止請求する保有個人情報の件名又は内容 (利用停止請求保有個人情報の件名又は具体的な内容を記入してください。)			
求める措置及び理由 (利用停止請求する箇所や求める措置を具体的に記入してください。)			

代理人による請求の場合は、次の欄にも記入してください。

本人の住所又は居所及び氏名	住所又は居所	
	氏名	
本人との関係 (該当する にレ印をつけてください。)	未成年者の法定代理人 成年被後見人の法定代理人 その他 (具体的に記入してください。) ()	

処理欄 (この欄は、記入しないでください。)

本人等の確認	運転免許証 旅券 その他 ()
所管課等	備考
電話番号 - - 内線 ()	

- 注 1 請求の際には、請求者自身であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。
- 2 代理人が請求する場合は、1の書類のほか、代理人であることを証明する書類を提出し、又は提示してください。
- 3 請求の際には、事実の誤りがあると認める根拠となる書類等を提出し、又は提示してください。

自己情報全部利用停止決定通知書

様

印旛郡市広域市町村圏事務組合
管理者 印

年 月 日付けの利用停止請求について、印旛郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第 36 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の全部を利用停止することを決定したので通知します。

求める措置の 区 分	利用の停止	消去	外部利用の停止
利用停止請求に 係る保有個人 情報の件名又は 内 容			
利用停止の内容			
所 管 課 等	電話番号 - -		
備 考			

自己情報部分利用停止決定通知書

様

印旛郡市広域市町村圏事務組合
 管理者 印

年 月 日付けの利用停止請求について、印旛郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第 36 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の一部を利用停止することを決定したので通知します。

求める措置の区 分	利用の停止	消去	外部利用の停止
利用停止請求に係る保有個人情報の件名又は内 容			
利用停止の内容			
利用停止をしない部分及びその理由			
所 管 課 等	電話番号	-	-
備 考			

(教 示)

- この決定に不服がある場合は、印旛郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護審査委員会に対して不服の申立てをすることができます。
- この決定に不服がある場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に印旛郡市広域市町村圏事務組合管理者に対して異議申立てをすることができます。
- この決定の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して(異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して) 6 か月以内に、印旛郡市広域市町村圏事務組合を被告として(印旛郡市広域市町村圏事務組合管理者が被告の代表者となります。)提起することができます。

自己情報利用不停止決定通知書

様

印旛郡市広域市町村圏事務組合
 管理者 印

年 月 日付けの利用停止請求について、印旛郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第 36 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の全部を利用停止しないことを決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の件名又は内容	
利用停止をしない理由	
所管課等	電話番号 - -
備考	

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合は、印旛郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護審査委員会に対して不服の申立てをすることができます。
- 2 この決定に不服がある場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に印旛郡市広域市町村圏事務組合管理者に対して異議申立てをすることができます。
- 3 この決定の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して(異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して) 6 か月以内に、印旛郡市広域市町村圏事務組合を被告として(印旛郡市広域市町村圏事務組合管理者が被告の代表者となります。)提起することができます。

自己情報利用停止決定等期間延長通知書

様

印旛郡市広域市町村圏事務組合
管理者 印

年 月 日付けの利用停止請求について、印旛郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第 37 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の件名又は内容	
延長前の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
所管課等	電話番号 - -
備考	

自己情報利用停止決定等の期限の特例適用通知書

様

印旛郡市広域市町村圏事務組合
 管理者 印

年 月 日付けの利用停止請求について、印旛郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第 38 条の規定を適用することとしたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の件名又は内容	
利用停止請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき訂正決定等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
利用停止請求に係る保有個人情報のうち上記期間内に訂正決定等をする部分	
残りの保有個人情報について訂正決定等をする期限	年 月 日
条例第 38 条を適用する理由	
所 管 課 等	電話番号 - -
備 考	

個人情報開示決定等不服申立事案諮問書

印旛郡市広域市町村圏事務組合
個人情報保護審査会会長
様

印旛郡市広域市町村圏事務組合
管理者 印

年 月 日付け 第 号で行った開示決定等(訂正決定等・利用停止決定等)に対し次のとおり不服申立てがありましたので、印旛郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第 39 条の規定により諮問します。

開示決定等 (訂正決定等・ 利用停止決定等 に係る保有個人 情報の件名又は 内 容	
不服申立てに 係る開示決定等 (訂正決定等・ 利用停止決定 等)の内容	全部開示 部分開示 全部不開示 (不開示 存否不回答 不存在 その他) 全部訂正 部分訂正 不訂正 全部利用停止 部分利用停止 利用不停止
不服申立てが あ っ た 日	年 月 日
不服申立ての 趣旨及び理由	(趣旨)
	(理由)
所 管 課 等	電話番号 - -
備 考	

添付書類

不服申立書の写し
不服申立書の添付資料の写し
個人情報開示(訂正・利用停止)請求書の写し
開示決定等(訂正決定等・利用停止決定等)の通知の写し
その他

不 服 申 立 事 案 諮 問 実 施 通 知 書

様

印旛郡市広域市町村圏事務組合
 管理者 印

年 月 日付けで不服申立てのあった事案については、印旛郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第 39 条の規定により次のとおり印旛郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護審査会に諮問したので、同条例第 40 条の規定により通知します。

開 示 決 定 等 （訂正決定等・ 利用停止決定等 に係る保有個人 情報の件名又は 内 容																	
不 服 申 立 て に 係る開示決定等 （訂正決定等・ 利用停止決定 等）の 内 容	<table border="0"> <tr> <td>全部開示</td> <td>部分開示</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>全部不開示</td> <td>（不開示</td> <td>存否不回答</td> <td>不存在 その他）</td> </tr> <tr> <td>全部訂正</td> <td>部分訂正</td> <td>不訂正</td> <td></td> </tr> <tr> <td>全部利用停止</td> <td>部分利用停止</td> <td>利用不停止</td> <td></td> </tr> </table>	全部開示	部分開示			全部不開示	（不開示	存否不回答	不存在 その他）	全部訂正	部分訂正	不訂正		全部利用停止	部分利用停止	利用不停止	
全部開示	部分開示																
全部不開示	（不開示	存否不回答	不存在 その他）														
全部訂正	部分訂正	不訂正															
全部利用停止	部分利用停止	利用不停止															
不 服 申 立 て に 係る開示決定等 （訂正決定等・ 利用停止決定 等）をした日等	<p style="text-align: center;">年 月 日 第 号</p>																
諮 問 に 係 る 不 服 申 立 て の 趣 旨 及 び 理 由	（趣旨）																
	（理由）																
諮 問 を し た 日	<p style="text-align: center;">年 月 日</p>																
所 管 課 等	電話番号 - -																
備 考																	